

我が家に住めない

終わらない「シックハウス症候群」

ノンフィクションライター 古 庄 弘 枝

後を絶たない「シックハウス症候群」

現在、化学物質による健康被害は「香害」が主流となり、「シックハウス症候群(SHS)」はすでに過去の話というイメージが強い。しかし、今でもSHSを発症する人は後を絶たず、SHSから化学物質過敏症(MCS)を発症する人も多い。SHSとは、建物内に放散された汚染物質を吸い込み、体調が悪化する病状。目・鼻・喉の粘膜がチクチクする、頭が重い、めまい、吐き気、手足の冷え、疲れやすい、うつ、記憶力・集中力の低下、関節痛など、様々な症状が出現する。しかし、個人差が大きいため、症状も人によりまちまちである。

ホルムアルデヒド以外の物質は無視

「使用制限なし」となったF4☆だが、ホルムアルデヒドの放散量はゼロになっただけでは不十分。建築基準法の改正による問題点は、ホルムアルデヒド以外の化学物質が一切無視され、何の規制もされていないことだ。

ホルムアルデヒドはメチルアルコールを酸化して得られる刺激臭のある

ホルムアルデヒドはメチルアルコールを酸化して得られる刺激臭のある物質で、ホルムアルデヒドの放散量は「0.02mg/m³」(重量)、「0.08ppm」(容積)以下に規制されている。

化学物質名	室内濃度指針値		主な用途	健康影響
	容量	重量		
ホルムアルデヒド	0.08ppm	100μg/m ³	合板集成材、MDF、パーティクルボード、壁紙、接着剤、断熱材	目・鼻・喉への刺激、流涙、呼吸器への不快感等
トルエン	0.07ppm	260μg/m ³	施工用接着剤、塗料溶剤、ワックス溶剤	目・気道への刺激、頭痛・疲労等の神経症状等
キシレン	0.20ppm	870μg/m ³	塗料溶剤、樹脂、ワックス溶剤	トルエンと似た症状
パラジクロロベンゼン	0.04ppm	240μg/m ³	防虫剤、芳香剤等	目・皮膚への刺激、肝臓・腎臓・肺の機能障害等
エチルベンゼン	0.88ppm	3800μg/m ³	塗料、接着剤	喉・目への刺激、めまい等の神経症状、皮膚炎等
スチレン	0.05ppm	220μg/m ³	発泡スチロール、断熱材等	目・鼻・喉への刺激、眠気やめまい等の神経症状等
フタル酸ジ-n-ブチル	0.02ppm	220μg/m ³	プラスチック、塩化ビニールの可塑性、壁紙	目・皮膚・気道への刺激等
クロルピリホス	0.07ppb	1μg/m ³	有機リン系シロアリ駆除剤、防虫剤	倦怠感、頭痛、胸部圧迫感、嘔吐、縮瞳、痙攣等
テトラデカン	0.04ppm	330μg/m ³	灯油、塗料の溶剤等	麻酔作用、皮膚炎等
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	7.6ppb	120μg/m ³	壁紙、床材、各種フィルム、電線被膜	目・気道への刺激、消化管の機能障害、皮膚炎等
ダイアジノン	0.02ppb	0.29μg/m ³	有機リン系殺虫剤	クロルピリホスと似た症状
アセトアルデヒド	0.03ppm	48μg/m ³	接着剤、防腐剤等	目・鼻・喉への刺激、皮膚炎、麻酔作用、気管支炎等
フェノプロカルブ	3.8ppb	33μg/m ³	カーバメート系防蟻剤	倦怠感、頭痛、嘔吐、腹痛、縮瞳、意識混濁等
トータルVOC(TVOC、揮発性有機化合物総量)	400μg/m ³ (新築は1,000μg/m ³)			

ppm: 100万分の1の濃度、ppb: 10億分の1の濃度、μg: 100万分の1グラム

表2 ホルムアルデヒドの放散量による建築材料のランク付け

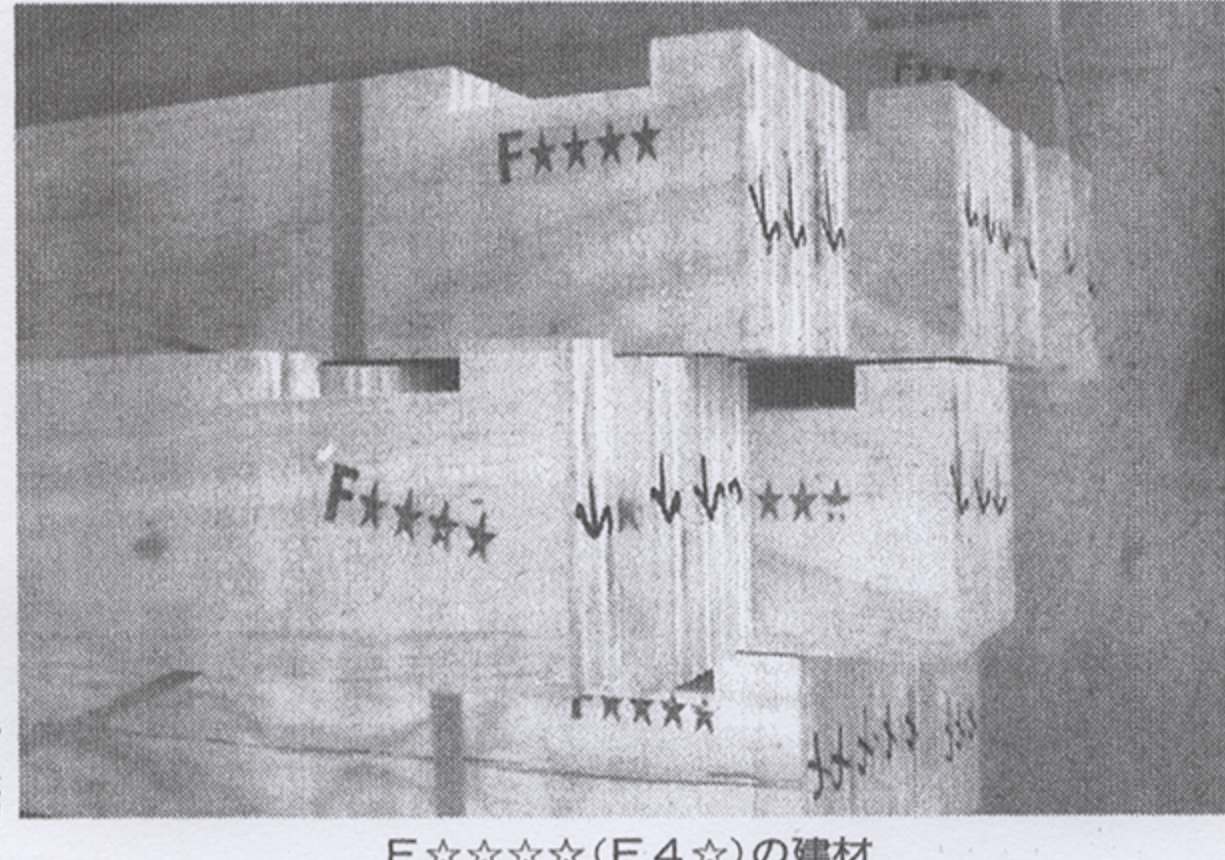
使用制限	等級記号	等級の名称	発散する速度の基準値	旧JAS	前JAS (2000年6月改訂)*	前JIS	現JAS・JIS (2003年3月改訂)*
なし	F☆☆☆☆	新上位規格	~0.005mg/m ³ h	—	—	—	F☆☆☆☆
制限あり (床面積の2倍以内)	F☆☆☆	第3種ホルムアルデヒド発散建築材料	0.02mg/m ³ h~0.005mg/m ³ h	F1	Fc0	E0	F☆☆☆
制限あり (床面積の約0.3倍以内)	F☆☆	第2種ホルムアルデヒド発散建築材料	0.12mg/m ³ h~0.02mg/m ³ h	—	Fc1	E1	F☆☆
室内使用禁止	F☆	第1種ホルムアルデヒド発散建築材料	0.12mg/m ³ h~	F2	Fc2	E2	F☆

*ホルムアルデヒドの放散量に関するそれまでのJASの規格が改定され、ホルムアルデヒド放散量の等級区分がJISに合わせられた。
*建築基準法の改正 (2003年7月施行) を受けて、シックハウス対策のためのJAS・JISが整備され、ホルムアルデヒド放散量の等級区分および測定方法、ならびに表示記号が統一された。
*内装仕上げ使用可能面積 (換気回数0.5回/h以上の場合)

言葉はボビエールとなり、有害化学物質による「住宅の室内汚染」は社会問題となった。それを受けて、国土交通省は二〇〇三年七月、建築基準法の改正を行なった。これまで厚生労働省によって有害と判断された「三品目の化学物質」【表1】のうち、二物質の「ホルムアルデヒド」(刺激臭のある気体)と「クロルピリホス」(有機リン系殺虫剤)を規制し、二四時間換気を義務づけたのだ。

「ホルムアルデヒド」に関する放散量を規制し、揮発するホルムアルデヒドの量に応じて建材を四段階(F☆☆☆☆からF☆☆)にランクづけした。Fはホルムアルデヒドの頭文字。F☆☆は「室内使用禁止」、F☆☆☆は「制限あり」、F☆☆☆☆は「制限なし」となった。

「このラインを超えなければ業者には一切の責任がない」という「免罪符」のお墨付きのガイドライン「F☆☆☆☆」ができた。ホルムアルデヒドのみが基準値以下なら安全だ、という誤った認識が業界に広まった。新築(建築)を購入したのに、住めない」と言っていた主婦のBさん(五〇代女性)の場合、住み替えが使った建材は全てF4☆だった。測ったところ、ホルムアルデヒドは室内濃度指針値0.08ppm以下の



F☆☆☆☆(F4☆)の建材

「ここに家が欲しい」と思っていた場所に住った住人だったため、二〇一九年一月に購入し、同年六月に入居した。引越した日の夜、Bさんは夜中の三時に目が覚めた。「何か変だな」という感覚が続いた。夫は「何も感じない」と言っていたが、高校生の息子は「寝た気がしない」と言った。

家にいると腕や顔がピリピリしたり、体がふるふると震えたり、体がふるふると震えたり、記憶がなくなる感じがした。また、尿が出ない状態にもなった。七月になると、眠れず、昼間でも目覚め、腹痛、頭痛、目がしみて、喉が痛い、鼻の粘膜が痛い、めまい、耳鳴り、体がしんどい、とにかく、住めない」と訴えるのは兵庫県の住人Cさん(三〇代女性)。床はビニル、内装にはハイ

天然素材の新しい居で吐き気、腹痛、頭痛など。天然素材を使った住宅でもSHSやMCS、アレルギー疾患の悪化が多いという。建てたばかりなのに、住めない」と訴えるのは兵庫県の住人Cさん(三〇代女性)。床はビニル、内装にはハイ

買物に出かけた後、眠れなくなり、トイレにも行きたくなかった。空気が清浄機を買い、なんと、か新居に住んでいたが、ついには九月、まず息子を連れて避難させた。そして二〇二〇年にはBさんも実家に逃げ込んだ。

専門の医療機関で息子は「F4☆の建材で建てられた家だから安全」というのは、信じてはいけません。Bさんは強く「家の補償などを要求する」と言っている。

には合板が使われていたため、ホルムアルデヒドが放散していた。しかし、床も内装も壁も天然素材。それなのに、なぜCさんは多様な症状が出たのだろうか。

「F4☆の建材で建てられた家だから安全」というのは、信じてはいけません。Bさんは強く「家の補償などを要求する」と言っている。

「F4☆の建材で建てられた家だから安全」というのは、信じてはいけません。Bさんは強く「家の補償などを要求する」と言っている。

「F4☆の建材で建てられた家だから安全」というのは、信じてはいけません。Bさんは強く「家の補償などを要求する」と言っている。